

令和6年第10回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年5月24日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 森 山 瑞 江

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報告

(1) 教育長報告

- ① 教科書展示会の開催について
- ② 令和6年第二回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について
- ③ 区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について
- ④ 保育所等在籍・待機児童数について
- ⑤ 東京都練馬児童相談所の開設について
- ⑥ その他
 - i 練馬区小学校PTA連合協議会における不適切な会計処理について
 - ii その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時49分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

三 浦 康 彰

教育振興部教育総務課長

枝 村 聡

同	教育施策課長	竹	岡	博	幸
同	学務課長	杉	山	賢	司
同	学校施設課長	柴	宮		深
同	保健給食課長	唐	澤	貞	信
同	教育指導課長	山	本	浩	司
同	副参事	佐	藤	勝	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	小	原	敦	子
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	一	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	山	口	裕	介
同	青少年課長	小	島	芳	一
同	子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太
同	在宅育児支援担当課長	長	岡		毅

教育長

ただいまから、令和6年第10回教育委員会を開催する。
本日は傍聴の方がお二人お見えになっている。
それでは、案件表に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情2件、協議1件、教育長報告6件である。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。
継続審議中の陳情2件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状
況の変化はないと聞いている。
したがって、本日のところ、継続といたしたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。
継続審議中の協議1件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行
いたい、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告
 - ① 教科書展示会の開催について

教育長

次に、教育長報告である。
本日は6件のご報告を申し上げる。
それでは、初めに報告の①番について、説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告事項について、ご質問等があればお願いをする。

仲山委員

よろしいか。

教育長

仲山委員。

仲山委員

法定展示会は14日間という期間は決められているようであるが、何か所で開催するかという場所の数の規定はあるのだろうか。

学校教育支援センター所長

法定展示会の場所についての規定であるが、特段、何か所でやらなければならないといった定めはない。教科書センターのほうに送付される教科書の見本本の上限の数が2セットということが国から示されているので、今回の教科書展示会で使用できる教科書は2セットということになる。したがって、2セットの見本本を使って、可能な限り、多くの方に見ていただく工夫を行ってきたのが今回の展示会である。

仲山委員

分かった。
もう1点、よろしいだろうか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

今回は中学校教科書の採択を行うため、特別展示会を開催するということだが、採択を行わない年も法定展示会はあるのだろうか。

学校教育支援センター所長

教科書採択を行わない年については、法定展示会のみ実施するように国から通知がある。したがって、毎年、法定展示会は教科書センターで行っている。加えて、法定展示会の期間以外にも、光が丘の教科書センターにおいては、一般の方々に教科書を見ていただくことができるように、通年で展示を行っているので、教科書を見ていただく機会については充実した体制を取っていると認識している。

以上である。

仲山委員

分かった。
もう1点よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

展示会に参加して、こうしてもらったほうがいい、こうしてほしいとかそういう意見はどういう形で示すことができるか。

学校教育支援センター所長

教科書展示会の展示会場には、ご意見を入れていただくためのご意見箱を設置している。ご来場者の方々にお寄せいただいた意見については、そのご意見箱に入れていただく。それを学校教育支援センターで集約をし、教育委員の皆様にご覧いただいて、採択の参考にしていただくという形を取っている。

以上である。

教育長

補足させていただくが、教科書の発行に関する法律では、各自治体が教科書センターというのを設置することになっている。練馬区の場合は、学校教育支援センター内に設置することで、学校教育支援センターが教科書センターという役割も背負っている。小さい町村は複数の自治体で1つの教科書センターを運営しているところがあるが、これは北は北海道から南は沖縄まで、基本的に区市の場合は1か所は必ずあるということになっている。教科書センターという言葉が出てきたが、そういった意味合いでご理解をいただきたい。

よろしいだろうか。ほかにないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

今のお話の中で、教科書センターに教科書があるということは理解できたが、今まで学校で使用していた教科書、例えば1つ前の改訂とか2つ前の改訂の教科書につい

て調べたいというときも、この教科書センターに行けばそれを読むことができるのかを教えてください。

学校教育支援センター所長

光が丘の学校教育支援センター内にある教科書センターにおいては、これまで練馬区立の小・中学校で使用してきた昭和40年代頃からの教科書を保存している。先ほどご説明したとおり、通年で皆様にご覧いただけるような形で展示を行っているので、過去の小・中学校で使用してきた教科書についても、ご覧いただくことが可能となっている。

岡田委員

分かった。

教育長

よろしいだろうか。ほかにないか。
それでは、ないようだったら①番を終了する。

② 令和6年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

教育長

次に、報告の②番の説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
よろしいだろうか。
それでは、報告の②番を終わる。

③ 区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について

教育長

それでは、報告の③番の説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

まず、1ページ目の表のところだが、3年生から4年生に移ると急激に在籍児童数が減るが、これはどういう理由からなのだろうか。

子育て支援課長

現在、練馬区では、学童クラブの入会申請の受付の流れとして、まず1次、2次の受付、それからそれ以降の受付ということで、整理をして受付を行っている。1次、2次までは、低学年の1年生から3年生までのお子さんの入会申請を優先して検討する。その後、まだ定員に空きがある学童クラブにおいて、高学年児童の受入れを検討する。また、現在、基準として週に4日以上としているが、空きがある場合については、こちらについても週3日、月で12日の児童の受入れを対応している関係で、児童数については下がっているという状況になっている。

仲山委員

まだ完全に理解できてないが、3年生のときに1,300人程度いて、その人が4年生になったときは抜けるということか。

子育て支援課長

高学年の児童については、学童クラブ、いわゆる保育としてのお預かりについては、記載のとおり、人数が大きく減る。しかし、現在、練馬区として進めている放課後子ども教室、いわゆるひろば事業、ねりっこクラブを実施する学校について、学校の授業がある日には毎日開催するような形を展開し、夏休みについても受入れをするということで対応をしている。高学年の児童については、主にそちらの利用、もしくは習い事等々で、放課後、過ごしていただいているという状況になっている。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

よろしいか。ほかはないか。
中田委員。

中田委員

2ページの待機児童対策で、アのひろば事業終了後のひろば室を活用してねりっこプラスをするということになっているが、ウでは、ひろば事業を全小学校で実施ということになっている。令和6年度は、まだひろば事業の居場所づくりをしているが、

令和7年度からこの居場所はなくなるということなのか。

子育て支援課長

ひろば事業については、従来、学校応援団を区として全小学校に設置して、週当たり3日など、各応援団の事情に応じてひろば事業の展開をしていた。その後、平成28年度から各校内にねりっこクラブを設置する方針に転換し、その際、従来から活動していただいた応援団の方に加わっていただき、事業者も入る形でひろば事業を週5日、また夏休み期間中等の学校休業期間中も受入れをするという形で整理をしている。そういった形で週5日やるものが、ねりっこクラブでのひろば事業である。このひろば事業終了後と書いてあるのは、ひろば事業はいわゆる見守りなので、基本的には午後5時で終了になるが、それが終了した後、ご登録いただいた児童については、学童保育に準じる形で、人を配置して、午後6時まで、夏休みについても、全日午前中、延長が必要であれば午前8時から受け入れる形で、対応してもらおうという内容になっている。

教育長

運営時間を説明してもらえないか。

子育て支援課長

ひろば事業については、基本的に学校の授業がある日については放課後から午後5時、冬季については午後4時半までである。ねりっこプラスは、それぞれのひろばが終わった時間から午後6時、延長が必要な場合については、学童クラブと同様に午後7時までのお預かりをしている。

教育長

ほかにないか。
森山委員。

森山委員

3ページである。それぞれの施設に障害児数という欄がある。これは枠が初めに決まっているのだろうか。

子育て支援課長

障害児の受入れについては、それぞれの学童クラブの利用定員ごとに一定の枠がある。基本的な考え方として、練馬区では、この表で申し上げると受入れ上限は、45人を1単位として、それぞれについて障害児の受入れ数を設定している。基本的には、ねりっこクラブ等だと2名という形になる。特別支援学級の固定学級があるところでは人数が多いところがあるので、人の配置をした上で、受入れ人数を3人に拡充をすることで、受入れの対応を図っている。

森山委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。
仲山委員。

仲山委員

今の話で、改めて表を見てみると、貫井地区区民館は、受入れ上限が40人で、障害児数が16人と非常に多いのだが、これは人員を確保できているということか。

子育て支援課長

先ほど基本的な事項を説明せず、失礼した。障害者の件については、児童館、地区区民館、併設の学童クラブ等では、人を配置した上で、現在のところは上限の設定をしていないという形になっている。受入れ人数が増えているので、それぞれ障害のある子供の状況に応じて、マンツーマンの対応が必要であれば、そういった方を非常勤で配置できるような対応をして、受入れを行っている。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかによろしいだろうか。

仲山委員

もう1点、よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

2ページの中にランドセル来館事業というのがありますが、このランドセル来館事業というのはどういうものか。

子育て支援課長

もともと児童館の利用の在り方として、本来であれば一旦、家に帰宅してから、ランドセルを置いて、児童館を利用いただくというのが基本的なルールということで長らくやっていた。しかし、なかなか学童クラブの定員がしっかり確保できない部分も

あり、待機等になった子供については、登録いただいた上でランドセルを背負ったまま来て、児童館の中で時間を過ごしていただくという形で居場所を確保するという事業になっている。

仲山委員

分かった。ありがとう。

中田委員

よろしいか。

教育長

中田委員。

中田委員

児童館は学区外でも登録をしたら通えるということか。

子育て支援課長

児童館の来館については、基本的に、学区的な縛りはない。待機になった子供で、例えばねりっこ学童クラブであれば、ねりっこプラスの利用を選択いただく場合もあるし、自宅の近くに児童館があって、児童館のランドセル来館のほうが良いという方であれば、そちらを選択いただく。お子さんの状況に合ったところをご利用いただいているという仕組みになっている。

中田委員

分かった。

教育長

よろしいか。ほかにはないか。
ないようであれば、この報告を終了させていただく。

④ 保育所等在籍・待機児童数について

教育長

それでは、次に報告の④番の説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまのご報告について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

確認だが、「特定園のみ希望」というところに書いてある数値は、実際には家でどなたが見ているということになるのだろうか。

保育計画調整課長

特定園のみご希望の方については、ほかに空きがあるというご案内を差し上げたものの、どうしてもご希望の園に行きたいという方になる。現状としては、どちらかの施設に預けられたりということはあるかもしれないが、家で親御さんが保育をされていたり、令和6年4月1日現在は施設のご利用がないという方である。

仲山委員

もう1点よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

(4)のところで、欄外に書いてある「復職意思を有する世帯を除く」というところだが、その方は復職するつもりであって、現在は家で育児をしているということになっている。その方が復職した場合、そのお子さんはどうなるのだろうか。

保育計画調整課長

復職意思を有する世帯は(4)からは除かれており、保育園を希望されている方というところの中で、空き施設があればご案内をし、そちらに入っていたいただければ復職も可能になるものと考えている。空き施設をご利用にならなければ、ご希望としては「特定園のみ希望」の範疇に入ってくると考えている。毎月、保育園の空き状況についてはご案内をし、ご利用いただけるようにということで調整を図っている。
以上である。

仲山委員

空きはあるということか。

保育課長

ただいまご質問いただいた育児休業中の方で、復職をお考えになった場合、年度途中という場合においては、毎月、入園の申請をいただいているので、空きがある施設をご案内しながら、入園に向けて調整を図るという対応になっている。
以上である。

仲山委員

空きの数としては十分あると。

保育計画調整課長

先ほど定員を2万1,675名ということでご案内させていただいた。実際に入園されている子供の数を差し引くと、まだ空きがある。ただ、年齢別でゼロ歳から5歳まで各クラスというのがあったりするので、その中で空きの多い、少ないということがあるという状況である。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

年度途中で2歳になったり1歳になったりしたときに保育園に預けたいというケースについてはただいま課長がご答弁申し上げたとおりである。ただ、この統計は4月1日時点のプラスか、マイナスかということなので、動点の中で1か所だけ止めて計算している。したがって、極端な話、4月1日に待機児童が1人いて、2日になって入園しゼロになっても、統計上は1になってしまうのである。そういう動いているものをどこかで切って結果を出さないといけないという、ある意味では調査の特性がある。年度途中で保育園に入るというケースは多分にある。毎月1回ずつ申込みがあって、そのときにご希望のところに入園していただくという取組をさせていただいている。動点から、あるところで区切るというところの説明が不十分で申し訳ない。何かあるか。

保育計画調整課長

説明が足りておらず申し訳なかった。あくまでもこの数値は、4月1日現在で測る数値ということで、今、教育長のお話があったとおりである。その後、日々の申込み等は保育課のほうで入園申込み等を行いながら対応しているということである。

以上である。

教育長

よろしいか。ほかにはないか。

森山委員。

森山委員

1つだけ。保育園に入れなかった人の半数近くが「特定園のみ希望」という大きい数字になっているが、その理由は調査されているのだろうか。

保育課長

保育課で入園相談を受ける中で、様々な理由を伺っているが、兄弟と同一園に入りたい、近くの保育園に入りたいという方は例年、非常に多い。それから、事前の見学で保育園の雰囲気や先生の人柄といったところで非常にいい印象を受けたというケースも昨今、多くなっているような状況である。

以上である。

教育長

よろしいか。

森山委員

分かった。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

それでは、以上で報告の④番を終了する。

⑤ 東京都練馬児童相談所の開設について

教育長

それでは、報告の⑤番をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

今週の月曜日の20日に開所式が行われ、その後、内覧会があった。内覧会にご出席いただいた委員の方々もおられると思う。6月1日からオープンである。

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。

森山委員。

森山委員

内覧会に行かせていただいたが、とてもいい施設で本当にありがたいと思った。その中でも、家庭への支援というところで、マジックミラーでその子とお母さんが遊ぶところを見て、アドバイスを下さるようなところもあった。今後、家庭の支援もどんどん進んでいくのだと思って、非常に期待しているところである。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

表面の3番の所管区域のことで、この所管ということの意味をもう少し詳しく教えていただけるだろうか。

こども施策企画課長

都の児童相談所自体は、都内全体で10か所あり、その中で都の所管の地域というものも管轄している。例えば児童相談センターになると、現在、練馬区はこの児童相談センターになるが、ここを所管する地域というのは、練馬区以外にも、渋谷区、文京区、新宿区、中央区、台東区、あと島しょ地域等といったところがある。今回、練馬児童相談所ができたことによって、今後は、練馬児童相談所は練馬区の地域のみを所管する児童相談所になるという意味である。

以上である。

教育長

よろしいか。どうぞ。

岡田委員

もう少し詳しく教えていただきたいのだが、例えば区内の子供が虐待を受けたということであれば、ここの練馬区の児童相談所に相談するということであるが、練馬区の子供と練馬区以外の子供が関係していたときにどうするのか。例えばの話であるが、そのときには練馬区の子供がいるからこちらに相談するということになるのか、また関係した他区の子供に対してはどのような対応になっていくのか。

子ども家庭支援センター所長

具体的な中身であるので、私のほうからお答えさせていただければと思う。例えば、区内の学校で、ほかの区の子供がいた事案等があった場合について、基本的には現在地という考え方で、練馬の中で起こったのであれば、練馬の児童相談所は一度、対応することになる。その上で、子供が他区に住んでいるというところであれば、その他区を所管する部署と連携を取って、他機関あっせんという形なのだが、そういった連携を図りながら対応していくというのが現状である。

以上である。

岡田委員

そうすると、その場合には、練馬区の児童相談所のどなたかがこの件について対応してくださり、指導方針についてもいろいろと助言をいただけるという理解でよろしいだろうか。

子ども家庭支援センター所長

委員おっしゃるとおり、練馬の児童相談所のほうで対応して、他区と共有しながら、その後の支援等、引き続き連携しながらやっていくという形になる。
以上である。

岡田委員

分かった。

教育長

よろしいか。ほかにないか。
中田委員。

中田委員

この職員体制の計が83人になっているのだが、1日に職員は何人ぐらい配置されているのだろうか。

こども施策企画課長

83人体制というのは、東京都の定数上の配置になっているので、基本的にはこの人数が練馬児童相談所に必要な人員として配置をされると認識している。
以上である。

中田委員

では、毎日83人配置されているということか。

こども施策企画課長

基本的にはこの体制が毎日行われると認識している。

中田委員

分かった。

教育長

よろしいか。ほかにないか。
森山委員。

森山委員

では、1つ。子ども家庭支援センターと合築というところがとてもよかったと思う。児童相談所にいきなり相談というのはすごく敷居の高いものであるから、ぜひ子ども家庭支援センターがしっかりと周知して、いろいろな相談を受けながら児童相談所につなげていくという機能ができるのではないかと思う。よろしく願います。

こども施策企画課長

区では、子ども家庭支援センターの寄り添い支援というところと、都の広域的、専門的な対応を連携してやっていくところがやはり一番重要であると考えている。委員が今おっしゃったとおり、建物が一緒になり、その距離感が近くなるのは非常に大きいことで、今後も連携を深めていって、区の児童相談体制をしっかりと進めていきたいと考える。

以上である。

教育長

ほかにあるか。よろしいだろうか。

それでは、報告の⑤番を終わる。

⑥ その他

i 練馬区小学校PTA連合協議会における不適切な会計処理について

教育長

それでは、⑥番、その他に移る。

口頭報告がある。

青少年課長

昨年、7月7日開催の当委員会においてご報告させていただいた練馬区小学校PTA連合協議会における不適切な会計処理について進捗があったので、ご報告をさせていただきます。

先日、小P連から、元会計担当者が私的に流用した資金について、5月2日に全額返済が完了した旨の連絡があった。先日、小P連では書面による臨時総会を行っており、今後の小P連の活動について決議されたと伺っている。

ご報告は以上である。よろしく願います。

教育長

では、本件について何かご質問等はないか。

岡田委員。

岡田委員

PTAに参加する保護者の方がだんだん減ってきているとか、連合の組織に入らない単Pでの活動を希望する学校が増えてきているとも伺うが、現在のPTAの参加率や、連合に申し込んでいる学校数の状況等を教えていただければと思う。

青少年課長

小P連に加盟の状況であるが、令和6年5月1日現在、35校である。また、各単

Pの加入状況については、申し訳ないが、承知していない。

岡田委員

分かった。

教育長

ほかにはないか。よろしいだろうか。

ii その他

教育長

それでは、当方でご用意した報告案件については、以上である。
事務局から何かあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかにはない。
以上である。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。
それでは、ないようであるので、以上をもって第10回教育委員会定例会を終了する。